

各医療機関 管理者 様

札幌市保健福祉局医務監  
(保健所長事務取扱)

## 中東呼吸器症候群（MERS）の疑い患者発生時の対応について

日ごろから、本市の保健医療行政に特段の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件につきましては、「中東呼吸器症候群の指定感染症への指定について（依頼）」（平成 26 年 7 月 30 日付け札幌感第 1127-1 号）により感染が疑われる患者が受診した際の情報提供等について協力を依頼しているところですが、このたび、厚生労働省より MERS への感染が疑われる患者の発生に関する迅速な対応を求める通知（平成 27 年 6 月 1 日付け及び 6 月 4 日付け厚生労働省結核感染症課長通知）がありました。

つきましては、MERS への感染が疑われる患者が貴医療機関を受診された場合は、下記 1 及び 2 の対応手順に沿った御対応をお願いいたします。

また、本年 5 月に発生した韓国の症例においては、医療従事者等への院内感染が発生していることから、疑い患者への対応に際しては、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本疾患に関する最新の情報につきましては、札幌市公式ホームページに掲載し、都度更新いたしますので御確認ください。

### 記

#### 1 MERS を疑う患者の要件

以下(1)～(3)の要件のいずれかに該当する場合は、情報提供をお願いします。

- (1) 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又は ARDS）が疑われる者であって、発症前 14 日以内にアラビア半島又はその周辺諸国<sup>\*</sup>に渡航又は居住していたもの。
- (2) 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、発症前 14 日以内にアラビア半島又はその周辺諸国<sup>\*</sup>において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があるもの。
- (3) 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、発症前 14 日以内に、アラビア半島又はその周辺諸国か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む）していたもの又は MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの。

※ アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン及びレバノン

なお、平成27年5月に発生した韓国における症例は、現時点では、院内感染等による限定的なものであり、市中で感染が広まっている状況にはありません。従って、韓国への渡航歴があるということのみをもってMERSを疑う患者とはならない点に御留意ください。

## 2 MERSを疑う患者の診療時の対応

別紙の手順により対応していただくとともに、保健所感染症総合対策課(011-622-5199)へ御連絡をお願いいたします。

なお、検疫においてMERSが疑われる患者への対応、疑い患者の受け入れ等については、厚生労働省検疫所及び感染症指定医療機関(市立札幌病院)と連携のうえ対応を進めておりますことを申し添えます。

## 3 参考情報

【医師の皆様へ】中東呼吸器症候群(MERS)の疑い患者発生時の対応について(札幌市公式ホームページ「感染症・予防接種」)

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/mersvirus.html>

※各通知等が書面で必要な場合には、当課あて御連絡をお願いいたします。

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 若山

Tel 622-5199 Fax 622-5168

# 《別紙》中東呼吸器症候群（MERS）が疑われる患者の対応手順

【疑い患者の要件】次のア、イ、ウいずれかに該当する場合

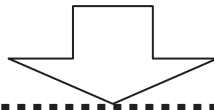
ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、**実質性肺病変**（例：肺炎又はARDS）が疑われる者であって、**発症前14日以内にアラビア半島又はその周辺諸国※に渡航又は居住していたもの。**

イ **発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む）**を呈し、発症前14日以内に**アラビア半島又はその周辺諸国※において、医療機関を訪れたもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があるもの。**

ウ **発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む）**を呈する者であって、発症前14日以内に、アラビア半島又はその周辺諸国か否かを問わず、**MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む）していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液、体液等に直接接触したもの。**

※ アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン及びレバノン

- 上記に当てはまる患者が来院されましたら、保健所に御一報ください。
- 患者には、サージカルマスクを着用させ、できるだけ他の患者と接触のないように待機させてください。
- 診療にあたっては、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底もお願いします。



**連絡先：保健所感染症総合対策課（電話 622-5199 Fax 622-5168）**

- 患者の年齢・性別・同居家族等、症状の経過と現状、治療の状況、渡航歴、渡航先における医療従事者又は医療機関への訪問、MERS患者との接触状況、ラクダとの接触状況などについて確認させていただきますので、ご協力ください。

注) 休日・夜間に保健所にご連絡いただくと、留守番電話が警備会社の電話番号を案内しますので、お手数ですがそちらへおかけください。折り返し、保健所職員から連絡いたします。

## ■ 具体的対応方法

- 疑い患者の要件に該当するかどうか必要な問診・診察をお願いします。
- ウイルス検査用の鼻腔拭い液または咽頭拭い液を採取してください。
- 保健所職員が検体を受け取り、札幌市衛生研究所に搬入します。
- 検査結果判明後、保健所から速やかに結果を報告します。

## ■ 診療後の対応

- 疑い患者と必要な感染防護策なしで接触した医療従事者は、健康観察の対象となるため、保健所の調査に御協力ください。